

基本方向（大柱）	令和5年度実施事業計画		本掲	再掲	重点的取組み	令和5年度当初予算事業名	（一部）	令和5年度当初予算額（千円）	令和4年度実施事業計画	令和4年度実施事業実績	令和4年度当初予算事業名	（一部）	令和4年度当初予算額（千円）	評価	課題	担当課	担当グループ
	中柱																
	小柱																
	[インターネット被害未然防止講座の実施（一般向け）] 講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点を、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を参加者募集型等により実施する。（23回程度）	2ア③	再		消費者教育啓発学習事業費	（一部）	7,731	[インターネット被害未然防止講座の実施（一般向け）] 講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点を、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を参加者募集型等により実施する。（22回程度）	「インターネット被害未然防止講座（一般向け）」 出前型 28回 延べ574名参加 参加者募集型 14回 延べ235名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	5,671	○	SNS等による消費者トラブルが増加しているため、引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	消費生活課	推進G	
	[サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）] 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（1回）開催方法については、調整予定。	2ア③	再		—	（一部）	—	[サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）] 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（1回）開催方法については、調整予定。	「サイバーセキュリティセミナー（オンライン開催）」 1回 101名参加	—	（一部）	—	○	新型コロナ対策を考慮しつつ、例年のような対面での開催とオンラインを併用するなど、開催方法について検討する必要がある。	デジタル戦略本部室	情報セキュリティG	
③職域での消費者教育の促進																	
	[事業者向け研修会等の実施] 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。	4イ①	再		消費者行政企画調整費	（一部）	28	[事業者向け研修会等の実施] 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。	「景品表示法研修資料の生活衛生課ホームページ掲載及び関係団体への周知」 「事業者向けセミナー」 2回 ①神奈川県新聞販売組合及び京浜新聞販売組合、②かながわ住まいまちづくり協会 計84名参加	消費者行政企画調整費	（一部）	28	○	引き続き、オンラインも活用しながら、事業者に対して消費生活行政に係る情報提供等を行っていく必要がある。	消費生活課	指導G	
	[消費生活出前講座の実施（職域）] 消費生活出前講座を実施する。（従業者等向け5回程度）				消費者教育啓発学習事業費	（一部）	400	[消費生活出前講座の実施（職域）] 消費生活出前講座を実施する。（従業者等向け5回程度）	「消費生活出前講座（従業者等向け）」 0回	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	250	△	本講座を認知し、活用してもらえるよう、事業者に向けた広報を強化する必要がある。	消費生活課	推進G	
	[神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育（職域）] 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	1イ③	再		県金融広報委員会事業	（一部）	—	[神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育（職域）] 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	「金融広報アドバイザー派遣講座」 1回 延べ9人参加 「くらしの経済講演会」 令和5年1月13日 厚木市文化会館 196名参加	県金融広報委員会事業	（一部）	—	○	より多くの人が受講できるよう、県金融広報委員会と連携して、広報を強化する必要がある。	消費生活課	推進G	
イ 消費者教育の拠点機能の発揮と連携の推進																	
①消費生活相談情報を踏まえた研修実施・教材作成																	
	[「契約のきりふだ(高齢者編)」の発行及び「契約のきりふだ(若者編)」の活用] 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行するとともに、場面に応じて提供し、活用する。 <「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和5年度は「若者編」を作成）>	1ア①大学 1ア②地域	再		重点1・2 消費生活行政強化事業費(交付金)	（一部）	500	[「契約のきりふだ(高齢者編)」の発行及び「契約のきりふだ(若者編)」の活用] 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行するとともに、場面に応じて提供し、活用する。 <「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和4年度は「高齢者編」を作成）>	「契約のきりふだ（高齢者編）」発行 60,000部 市町村共同発行 37,500部 （主な配布先） 市町村等 「契約のきりふだ（若者編）」（令和3年12月発行） （改訂増刷）5,000部 消費生活出前講座等で約10,000部活用	金融広報活動推進費	（一部）	1,750	○	高齢者編については、引き続き高齢者に多く見られる消費者トラブルに関する情報を、見やすさや読みやすさを工夫し、分かりやすく伝えていく必要がある。 若者編については、若者の消費者トラブルの未然防止のため、より効果的なリーフレットを作成し、啓発する必要がある。	消費生活課	推進G	
	[「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行] 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（月1回、随時）	2ア①	再		消費者行政企画調整費	（一部）	1,379	[「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行] 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（月1回、随時）	「かながわ消費生活注意・警戒情報」 12回発行 各6,200部 テーマ「実在する通販サイトに似せた偽サイトに注意！」等 （主な配布先） 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議会等 339か所	消費者行政企画調整費	（一部）	1,574	○	新たな手口によるトラブルの未然防止や拡大防止につながる情報を、積極的に収集していく必要がある。	消費生活課	相二G	
	[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施] 相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要となる実践的な人材育成研修を実施する。（8回） また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修を実施する（9回）。	3ア③	再		消費生活相談機能支援事業費	（一部）	580	[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施] 相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要となる実践的な人材育成研修を実施する。（8回） また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」6回、「応用編」3回）を実施する。	「人材育成研修（オンデマンド配信）」 8回 延べ561名参加 「行政職員研修（オンデマンド配信）」 基礎編 6回 延べ58名参加 応用編 1回 延べ27名参加	消費生活相談機能支援事業費	（一部）	580	○	引き続き、相談員のニーズや改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。 また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、研修テーマに応じて対面方法での研修を検討するなど、受講者の意見を踏まえながら柔軟に対応を進めていく必要がある。	消費生活課	相一G・相二G	
	[新規課題対応研修] 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（6回）	3ア③	再		消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金)	（一部）	216	[新規課題対応研修] 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（6回）	「新規課題対応研修（オンデマンド配信）」 6回 延べ422名参加	消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金)	（一部）	216	○	引き続き、新たな消費者トラブルについて必要とされる知識などのテーマを設定していく必要がある。 また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、研修テーマに応じて対面方法での研修を検討するなど、受講者の意見を踏まえながら柔軟に対応を進めていく必要がある。	消費生活課	相二G	
	[消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営] 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	1イ②	再		—	（一部）	—	[消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営] 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	「つながる・かながわ 消費者教育 一かながわ消費者教育サポートサイト」の随時更新を行い、広く県民に情報提供を行った。	—	（一部）	—	○	広く県民に情報提供を行うため、わかりやすいサイト構成や閲覧者の利便性を高める必要がある。	消費生活課	推進G	
	[消費生活eモニターアンケート実施] 消費生活に関する県民の意識を把握するため、インターネットを利用して調査を実施する。（年2回程度）				—	（一部）	—	[消費生活eモニターアンケート実施] 消費生活に関する県民の意識調査をするため、インターネットを利用して実施する。（年2回程度実施）	第1回（令和4年11月11日～20日） テーマ「エシカル消費等について」 回答者240名/対象者332名 第2回（令和5年2月3日～12日） テーマ「消費生活と消費者行政について」 回答者228名/対象者332名	—	（一部）	—	○	県の消費者行政施策展開の参考とするため、事業等の現状把握や今後の方向性の検討等に資する調査となるよう、調査項目を精査する必要がある。	消費生活課	推進G	
	[市町村に対する啓発資料の提供] 市町村の消費生活相談窓口が、消費者教育の拠点としての役割を果たせるよう、県作成の啓発資料等を提供する。				—	（一部）	—	[市町村に対する啓発資料の提供] 市町村の消費生活相談窓口が、消費者教育の拠点としての役割を果たせるよう、県作成の啓発資料等を提供する。	啓発資料の市町村消費生活相談窓口等への提供 ・契約のきりふだ(高齢者編) 27,872部 ・契約のきりふだ(若者編) 11,880部 ・クーリング・オフはがき作成セット 2,650部 ・インターネットの危ない世界part2 1,190部 等	—	（一部）	—	○	より多くの消費者の手に届くように配布場所、配布方法を市町村と調整して検討する必要がある。	消費生活課	推進G	

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）	令和5年度実施事業計画		本 掲	再 掲	重 点 的 取 組 み	令和5年度 当初予算事業名	（ 一 部 ）	令和5年度 当初予算額 （千円）	令和4年度実施事業計画	令和4年度実施事業実績	令和4年度 当初予算事業名	（ 一 部 ）	令和4年度 当初予算額 （千円）	評価	課題	担当課	担当グループ	
	中柱																	
	小柱																	
②消費者教育の担い手の育成・活動の支援	【消費者教育教員研修の実施】 教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。		1ア①小中高	再	重点2	消費者教育推進事業費		400	【消費者教育教員研修の実施】 教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。（対面講座及びオンデマンド配信）	「消費者教育教員研修」 ・対面講座 開催期間 令和4年7月26日～8月23日 13講座 延べ99名参加 ・オンデマンド配信 配信期間 各配信開始日～令和5年2月24日 13講座 延べ111名参加	消費者教育推進事業費		405	○	令和4年度は、夏季休業期間に対面講座の実施と、当該講座の撮影を行い、令和5年2月まで、録画配信を実施したが、講座の内容に応じた実施方法や配信期間について検討する必要がある。	消費生活課	推進G	
	【消費生活相談員有資格者に向けての担い手育成研修の実施】 消費生活相談員有資格者を対象に、消費者問題に関する講座の実施に必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。					消費生活相談機能支援事業費		36	【消費生活相談員有資格者に向けての担い手育成研修の実施】 消費生活相談員有資格者を対象に、消費者問題に関する講座の実施に必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。	「消費者教育の担い手の育成・活動の支援についての研修（オンデマンド配信）」 1回 延べ42名参加	消費生活相談機能支援事業費		36	○	消費者教育の担い手として活動できるような人材をより多く育成できる研修内容を検討し、実施していく必要がある。	消費生活課	推進G	
	【消費者団体やNPO等による消費者教育に関する取組の支援】 消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。					—	—	—	—	【消費者団体やNPO等による消費者教育に関する取組の支援】 消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。	「SNS投稿数」 消費者月間（令和4年5月1日～31日） 9団体 9回 消費者週間（令和4年10月8日～14日） 12団体 12回	—	—	○	引き続き、消費者団体やNPO等への情報提供を行うとともに、各団体の日ごろの活動をSNS等で発信していく必要がある。	消費生活課	推進G	
	【消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営】 消費者教育の担い手と消費者の学びの場を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。		本	1イ① 1ウ① 2ア②		—	—	—	—	【消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営】 消費者教育の担い手と消費者の学びの場を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	「つながる・かながわ 消費者教育 ーかながわ消費者教育サポートサイトー」の随時更新を行い、広く県民に情報提供を行った。	—	—	○	広く県民に情報提供を行うため、わかりやすいサイト構成や閲覧者の利便性を高める必要がある。	消費生活課	推進G	
	③消費生活に関連するその他の教育との連携																	
	【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	本	1ア①小中高 1ア①大学 1ア②地域 1ア②家庭 1ア②職域		県金融広報委員会事業		—	—	【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	「金融広報アドバイザー派遣講座」 42回 延べ995名参加 「くらしの経済講演会」 令和5年1月13日 厚木市文化会館 196名参加	県金融広報委員会事業		—	○	引き続き、県金融広報委員会と連携して、金融経済に関する教育、消費者トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。	消費生活課	推進G	
	【災害等非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進】 災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。				—	—	—	—	【災害等非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進】 災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。	・ホームページ「災害に伴う消費生活情報」の運営 ・ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、消費者の皆さんに心がけていただきたいこと」の運営及びSNSによる情報発信	—	—	○	引き続き、非常事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発を行う必要がある。	消費生活課	企画G		
	【「環境基本計画」との連携】 「環境基本計画」に基づく環境教育との連携																	
	【「神奈川県循環型社会づくり計画」との連携】 「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づく環境教育・学習との連携																	
	【「第4次神奈川県食育推進計画」との連携】 「第4次神奈川県食育推進計画」に基づく食育との連携																	
	【「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」との連携】 「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」に基づく食の安全・安心に関する教育との連携																	
	【「かながわ国際施策推進指針」との連携】 「かながわ国際施策推進指針」に基づく国際理解教育との連携																	

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）	令和5年度実施事業計画		本 掲	再 掲	重 点 的 取 組 み	令和5年度 当初予算事業名	（一 部）	令和5年度 当初予算額 （千円）	令和4年度実施事業計画	令和4年度実施事業実績	令和4年度 当初予算事業名	（一 部）	令和4年度 当初予算額 （千円）	評価	課題	担当課	担当グループ	
	中柱																	
	小柱																	
	【かながわ子ども・若者支援指針】との連携 「かながわ子ども・若者支援指針」に基づく消費者教育と関連する教育との連携					「かながわ子ども・若者支援指針」 本県の青少年施策の基本となる指針として、基本目標、具体的施策、推進体制等を総合的かつ体系的に定めたもので、平成17年に「かながわ青少年育成指針」として策定し、平成22年及び28年に改定。このたび、子ども・若者をとりまく社会環境が大きく変化していることを踏まえ、子ども・若者施策のより一層の推進を図るため、名称を「かながわ子ども・若者支援指針」に名称を改め、令和5年3月に改定。 毎年度、指針に位置付けのある事業の翌年度の計画を調査し、結果を「神奈川県子ども・青少年みらい本部（知事を長とする庁内組織）青少年総合対策部会」において共有するとともに、「子ども・若者白書」として当年度の実施結果を取りまとめている。 <施策の内容> 「施策の方向3 子ども・若者の健康と安心安全の確保」、「施策の方向15 子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり」などの方向に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「学校における成年年齢引下げに伴う消費者教育や、金銭・金融教育」の推進）											消費生活課 青少年課	企画G・ 企画G
	【神奈川県食品ロス削減計画】との連携 「神奈川県食品ロス削減計画」に基づく食品ロス削減事業との連携					【神奈川県食品ロス削減計画】 本県における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年「神奈川県食品ロス削減推進計画」として策定。現行の計画は2022年度から2030年度までの9年間。本計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況について把握するとともに、その結果を県ホームページや県の広報媒体等を利用して、広く県民に対して広報を行う。 <施策の内容> 「消費者に向けた普及啓発」「事業者の取組に対する支援」「先進的な取組などの収集や情報提供」「未利用食品を提供する活動（フードバンク活動等）の促進」に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「教育及び学習の振興・普及啓発等」の推進）											資源循環推進課	
ウ 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進																		
① エシカル（倫理的）消費の普及																		
	【エシカル消費の普及】 食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。		本	1ア②地域 2ア②		消費者教育強化事業費 (交付金)		2,300	【エシカル消費の普及】 食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	「SNS等を活用した啓発」 消費者月間（令和4年5月1日～31日） 投稿数 2回 かながわ消費者週間（令和4年10月8日～14日） 投稿数 4回 「買い物未来をつくる 未来をかえる」 4,000部作成 (主な配布先) 市町村等	消費者教育強化事業費 (交付金)		2,500	○	「エシカル消費」の認知度を向上させるため、SNSを活用するなどして、エシカル消費の普及啓発を引き続き行っていく必要がある。 普及啓発については、プラスチックごみや食品ロスの削減推進など、引き続き庁内の関連部局と連携した取り組みが必要がある。	消費生活課	推進G	
	【消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営】 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。		1イ②	再		—		—	【消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営】 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	「つながる・かながわ 消費者教育 かながわ消費者教育サポートサイト」の随時更新を行い、広く県民に情報提供を行った。	—		—	○	広く県民に情報提供を行うため、わかりやすいサイト構成や閲覧者の利便性を高める工夫が必要である。	消費生活課	推進G	
	【リユース・リサイクル関連の取組み】 県が認定するリサイクル製品について、県民への周知を図る。 また、リユースショップの認証（更新）により、リユース（再使用）の促進を図る。					廃棄物総合対策 推進事業費		390	【リユース・リサイクル関連の取組み】 県が認定するリサイクル製品について、県民への周知を図る。 また、リユースショップの認証（更新）により、リユース（再使用）の促進を図る。	リサイクル製品について、更新分6製品を認定した。また、県ホームページによりリユース・リサイクルに関する情報発信を行った。	廃棄物総合対策 推進事業費	（一 部）	390	○	リサイクル製品について、県機関や市町村など行政機関の利用を一層進めていく必要がある。	資源循環推進課		
	【ワンウェイプラ削減関連の取組み】 「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を通じ、ワンウェイプラ削減を進めていく。 また、ワンウェイプラの削減に取り組む事業者を支援する。					プラスチックごみ削減 推進事業費		639	【ワンウェイプラ削減関連の取組み】 「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を通じ、ワンウェイプラ削減を進めていく。 また、ワンウェイプラの削減に取り組む事業者を支援する。	令和5年1月に「神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム」を開催し、先進事例の発信及び意見交換を行い、事業者・団体・市町村間の連携強化やフォーラム参加者間での情報共有を行った。	プラスチックごみ削減 推進事業費	（一 部）	639	○	新型コロナ等の不測の事態により、対面形式のフォーラムや大規模イベント等の開催が困難となった場合、インターネットやSNSの活用など代替手段での対応が必要である。	資源循環推進課		
	【食品ロス関連の取組み】 神奈川県食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロスの削減に向けて、事業者や事業者団体への普及啓発を図る。					循環型社会づくり 推進事業費		470	【食品ロス関連の取組み】 神奈川県食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロスの削減に向けて、事業者や事業者団体への普及啓発を図る。	県内の取組事例を県ホームページで情報提供した。 また、令和4年10月の食品ロス削減月間では、県民への普及啓発活動として、県のたよりに食品ロスの削減に関する記事を掲載した。	循環型社会づくり 推進事業費	（一 部）	470	○	新型コロナ等の不測の事態により、イベント等の開催には制約が発生した場合でも、引き続き食品ロスの削減に向け普及啓発を進めていく必要がある。	資源循環推進課		

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）		令和5年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和5年度当初予算事業名	（一部）	令和5年度当初予算額（千円）	令和4年度実施事業計画	令和4年度実施事業実績	令和4年度当初予算事業名	（一部）	令和4年度当初予算額（千円）	評価	課題	担当課	担当グループ
中柱	小柱																
基本方向2 消費者被害の未然防止																	
ア 被害未然防止に向けた注意喚起・情報発信																	
①相談情報を生かした注意警戒情報等の発信																	
				1イ①													
			本	3ア②				1,379									
				4ウ①													
				4ウ③													
			3ア②	再				106									
			4ウ①	再				250									
②ホームページ、SNS等様々な媒体による効果的な情報発信																	
			2イ②	再	重点2												
			2イ②	再	重点2												
			1ウ①	再				2,300									

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）	中柱		本掲	再掲	重点的取組み	令和5年度当初予算事業名	（一部）	令和5年度当初予算額（千円）	令和4年度実施事業計画	令和4年度実施事業実績	令和4年度当初予算事業名	（一部）	令和4年度当初予算額（千円）	評価	課題	担当課	担当グループ
	小柱																
	令和5年度実施事業計画																
			本	1ア②家庭	重点2	—	—	—	<p>「保護者向け成年年齢引下げ啓発動画『コレがまさかのアレでした。』」のSNS広告 媒体 YouTube、LINE 期間 令和4年7月14日～9月30日 表示回数 4,757,482回</p> <p>「成年年齢引下げに関する保護者向けアンケート」 実施期間 令和4年6月29日～9月15日 対象 10～20歳の子ども（孫）を持つ保護者 回答数 10,526</p> <p>「石黒彩氏・中澤佑二氏インタビュー記事掲載」 媒体 マイナビニュース 期間 令和5年1月10日～2月19日 閲覧数 38,322PV</p> <p>「検索連動型広告」 媒体 Yahoo!、Google 期間 令和5年1月25日～2月28日 表示回数 8,842回(441クリック)</p> <p>「保護者向け成年年齢引下げ啓発リーフレット」（改訂増刷）90,000部 （主な配布先） 県内全高等学校 312か所</p>	消費者教育強化事業費（交付金）	9,000	○	成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、引き続き、若者本人だけでなくその保護者に対する啓発を行う必要がある。	消費生活課	推進G		
				2ア②		—	—	—									
			3ウ②	再	重点2	—	—	—	<p>【青少年部門の相談機関との連携】 ①青少年を対象とした一次総合相談窓口である「かながわ子ども・若者総合相談センター」と「かながわ中央消費生活センター」が連携し、若者が契約等に関する悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づくりを進める。 ②子ども・若者育成支援推進法に基づく「神奈川県子ども・若者支援連携会議」において、成年年齢引下げによる若者の消費者トラブルについての啓発資料や相談窓口の案内を行い、子ども・若者支援に関する機関との連携を図る。</p>	—	—	○	実際に消費者トラブルに巻き込まれた若者が、抱え込まず適切な機関に相談できるよう、引き続き関連機関と連携を進める必要がある。	消費生活課	企画G		
③外国人に配慮した対応																	
						—	—	—	<p>【多言語による消費生活相談窓口案内】 多言語版の消費生活相談窓口案内リーフレットや、訪日外国人向け相談窓口を紹介するホームページにより、外国人の消費者トラブルの未然防止を図る。</p>	多言語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)によるパンフレットを情報コーナー等で配布するとともに、ホームページ「Information in foreign Language - 外国語による情報」に掲載し、消費生活相談窓口の案内を行った。	—	—	○	引き続き、多言語による消費生活相談窓口の案内を行い、外国人の消費者トラブルの未然防止を図っていく必要がある。	消費生活課	企画G・推進G	
						—	—	—	<p>【多言語支援センターとの連携】 日本語に不慣れた外国籍県民の方に対する消費生活相談に適切に対応するため、多言語支援センターとの連携を推進する。</p>	「多言語支援センターとの情報交換会」 実施回数 3回（相談のロールプレイングの実施(ほか)多言語支援センターと連携した消費生活相談件数 16件	—	—	○	よりスムーズな消費生活相談の利用を進めるため、相互の要望等を共有し、連携を強化する必要がある。	消費生活課	相一G	
						—	—	—	<p>【訪日観光客消費者ホットラインの周知】 国民生活センターが開設している、訪日観光客向けの消費者相談窓口（訪日観光客消費者ホットライン）を紹介する。</p>	消費生活課ホームページの「消費生活関連リンク」に、訪日観光客消費者ホットラインのホームページをリンク	—	—	○	引き続き、訪日観光客消費者ホットラインの周知を行っていく必要がある。	消費生活課	企画G	
ウ 他機関等と連携した消費者被害未然防止の推進																	
①適格消費者団体との連携による被害未然防止																	
						—	—	970	<p>【適格消費者団体との連携】 適格消費者団体が適切に役割を果たすことができるよう、差止請求事案に関する意見交換を行うとともに、交付金を活用した財政面での支援を行う。</p>	<p>「情報提供」4件 「適格消費者団体との意見交換会」1回 「補助金の交付」</p>	神奈川県消費者行政推進事業費補助金（団体）（交付金）	990	○	適格消費者団体による差止請求による消費者被害の未然防止を図るため、引き続き情報提供等の連携が必要である。補助金の活用期限到来（令和5年度）を見据え、団体による自主的な財政基盤を強化する必要がある。	消費生活課	企画G	
			3ウ①	再	—	—	—	—	<p>【消費者被害救済検討チームの開催】 消費者被害の未然防止と救済に向け、かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談事案の中から、事業者指導、消費者被害救済委員会付託及び適格消費者団体への情報提供を検討する。</p>	<p>「消費者被害救済検討チーム」4回 「適格消費者団体との意見交換会」1回</p>	—	—	○	消費者被害救済委員会への付託候補事案の掘り起しや、適格消費者団体による差止請求の実現につながるよう、引き続き積極的な検討や情報提供を行っていく必要がある。	消費生活課	企画G・指導G・相一G・相二G	
②詐欺的悪質商法等への対応																	
						—	—	—	<p>【県警本部、警察署への情報提供・情報共有】 消費生活相談の中で得られた悪質な事業者による消費者トラブル等について、県警察と情報共有し、連携して事案に対応する。</p>	<p>・情報提供 4件（県警捜査照会への回答） ・情報共有 1件</p>	—	—	○	悪質な事業者による消費者トラブルをなくすため、県警との連携を強化して、事案に速やかに対応する必要がある。	消費生活課	相二G	
					重点1	—	—	—	<p>【県警との連携による消費者被害未然防止】 県警察と連携し、被害の多い高齢者を対象とした、悪質商法や特殊詐欺などの被害防止のための啓発物品の配布などを実施する。</p>	<p>「高齢者・障がい者向け啓発ツール「ポップアップメモ」の作成・配布」 35,000個作成 （主な配布先） 県内警察署55か所などを通じて高齢者に配布</p>	—	—	○	引き続き、県警との連携による効果的な啓発方法を検討する必要がある。	消費生活課	推進G	
					重点1	安全・安心まちづくり県民運動推進事業費	（一部）	1,983	<p>【県警と連携した特殊詐欺などの防止】 防犯キャンペーンや各種媒体を用いた防犯意識の普及啓発などを実施する。</p>	<p>・チラシ等を用いた防犯意識の普及啓発等 ・防犯人材の発掘・育成として実施する地域防犯指導において「特殊詐欺防止」「悪質商法防止」などの啓発を実施</p>	安全・安心まちづくり県民運動推進事業費	（一部）	573	○	幅広い世代に対して、防犯意識の向上や防犯人材の発掘・育成を図るため、引き続き紙媒体やSNS等を活用した普及啓発に取り組む必要がある。	くらし安全交通課	推進G
					—	—	—	—	<p>【迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進】 市町村が行う迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業について、県が補助金を交付する。</p>	<p>特殊詐欺等被害の未然防止のため、22市町村に対し、迷惑電話防止機能を有する機器の補助金を交付し、同機器の普及を図った。</p>	特殊詐欺被害防止対策事業費	—	○	機器の購入に至らない高齢者にも機器の有効性等について広く周知を図り、機器の普及に努める必要がある。	くらし安全交通課	企画G	

注 *一箇所しか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）	中柱		重点的取組み	令和5年度当初予算事業名	（一部）	令和5年度当初予算額（千円）	令和4年度実施事業計画	令和4年度実施事業実績	令和4年度当初予算事業名	（一部）	令和4年度当初予算額（千円）	評価	課題	担当課	担当グループ
	中柱	小柱													
	令和5年度実施事業計画	本掲													
			重点1	特殊詐欺被害防止対策事業費		12,742	—	—	—		—	—	—	くらし安全交通課	企画G
			重点1	—		—	【被害の未然防止対策の強化】 金融機関等と連携し、窓口等における被害の未然防止対策を推進する。	金融機関等と連携し、窓口等における声掛けによる被害の未然防止対策を推進した。	—		—	○	還付金詐欺が増加傾向にあり、ATMに誘導される被害者に対する声掛けの強化が必要である。	県警本部	生活安全総務課
			重点1	—		—	【被害防止に関する注意喚起】 各種会合、防犯キャンペーン等、様々な機会において特殊詐欺等の最新の手法や実態を周知するとともに、迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進を図るなど、被害防止対策を推進する。	・啓発ツールの配布 チラシ 25,300枚 ステッカー 25,300枚 (主な配布先) 県内警察署54か所などを通じて配布 ・固定電話機につなげる迷惑電話防止機能を有する機器を活用し、被害防止対策を推進した。	—		—	○	新型コロナの影響により、中止又は延期となっていたキャンペーン等、人と接する対策が徐々に実施可能な状況になってきたことから、限られた機会や時間において、より効果的な対策を講じる必要がある。	県警本部	生活安全総務課
				貸金業適正化指導事業費		1,978	【ヤミ金融被害の未然防止のための啓発活動の実施】 ヤミ金融の被害防止のため、県ホームページでの情報提供や一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン、若者向けヤミ金融被害防止啓発リーフレット作成・配布、地域コミュニティ紙への広告掲載による広報の実施、川崎競馬場ドリームビジョンでの広報の実施等での啓発活動を実施する。 また、神奈川県ヤミ金融対策連絡会議（財務省関東財務局横浜財務事務所、神奈川県警察本部、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、日本貸金業協会神奈川県支部及び県により構成）として「ヤミ金融被害防止普及啓発チラシ」を作成し、県とイオン株式会社並びに株式会社イトーヨーカ堂との包括協定に基づき、県内イオン23店舗並びにイトーヨーカドー26店舗においてチラシを配布し、県民に対し広く啓発活動を行う。	「若者向けヤミ金融被害防止啓発リーフレット」 84,000部 県内高等学校及び特別支援学校、大学等に配布 「一都三県合同キャンペーン」 上期（令和4年6月13日～6月19日）・下期（令和4年11月7日～11月13日）にホームページで啓発チラシ等を配布、11月12日及び13日については、イベントへの出展によるキャンペーンもあわせて実施。 タウンニュース（横浜市神奈川区版、川崎市川崎区・幸区版、厚木・愛川・清川版及び小田原・箱根・湯河原・真鶴版）への広告掲載による広報の実施 「川崎競馬場ドリームビジョンでの広報」 川崎競馬開催期間中、財務省関東財務局作成の投資詐欺注意喚起動画とあわせて、ヤミ金注意喚起スライドを放映 ※啓発リーフレット及び合同キャンペーンについては、消費生活課ホームページやSNS等で紹介 県とイオン株式会社並びに株式会社イトーヨーカ堂との包括協定に基づき、神奈川県ヤミ金融対策連絡会議（財務省関東財務局横浜財務事務所、神奈川県警察本部、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、日本貸金業協会神奈川県支部及び県により構成）が作成した「ヤミ金融被害防止普及啓発チラシ」を県内イオン23店舗並びにイトーヨーカドー26店舗において配布し、県民に対し広く啓発活動を行った。	貸金業適正化指導事業費	1,978	○	新型コロナの影響により各種連携イベント等での啓発活動は、イベントが中止されたり開催できなかったため実施できなかったが、今後、非接触型の効果的な啓発方法を検討していく必要がある。 改正民法施行による成年年齢の引下げに伴い、今後とも若年層の金融被害や消費者トラブルの未然防止を強力に推進していく必要がある。	金融課	調整G	
③消費者団体や事業者団体等との連携による被害未然防止															
			重点1	消費者教育強化事業費（交付金）		15,000	【悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言】宣言団体等との取組み 「宣言」に係る取組みを着実に推進するとともに、宣言団体による自主的な取組みを促進する。また、「宣言」に係る取組みの効果検証を図る。 さらに、悪質な訪問販売について、消費者に一層の注意喚起を図るためのキャンペーン等を実施する。	「宣言団体への新規加入」 ・住宅リフォームに関連する3つの事業者団体が宣言団体に新規加入 「宣言団体との情報共有」 ・宣言団体との意見交換会 1回 ・県の担当者による宣言団体への個別訪問 11回 「事業者向けセミナーへの講師派遣」 2回 ・かながわ住まいまづくり協会実施セミナー ・神奈川県新聞販売組合及び京浜新聞販売組合実施セミナー 「啓発ツールの配布」 ・悪質な訪問販売の注意喚起チラシ・シールのデザイン更新及び印刷 各50,000部 (主な配布先) 県内警察署、宣言団体、社会福祉協議会等 約80か所	消費者教育強化事業費（交付金）	1,200	○	啓発ツールの共同配布や事業者向け研修の実施など「宣言」に係る取組みを積み重ねるとともに、宣言団体による自主的な取組みを促進していく必要がある。 また、今後も訪問販売に係る苦情相談件数、特に宣言団体に関係する商品・役務に係る相談件数の推移を注視するなど、「宣言」の効果検証を図る必要がある。	消費生活課	指導G・推進G・相一G・相二G	
				—		—	【消費者月間及びかながわ消費者週間における消費者団体等との連携】 消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等と連携し、啓発を行う。	「SNS投稿数」 消費者月間（令和4年5月1日～31日） 13団体 19回 かながわ消費者週間（令和4年10月8日～14日） 14団体 17回	—		—	○	引き続き、消費者団体やNPO等への情報提供を行うとともに、各団体の日ごろの活動をSNS等で発信していく必要がある。	消費生活課	推進G

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）	中柱		重点的取組み	令和5年度当初予算事業名	（一部）	令和5年度当初予算額（千円）	令和4年度実施事業計画	令和4年度実施事業実績	令和4年度当初予算事業名	（一部）	令和4年度当初予算額（千円）	評価	課題	担当課	担当グループ		
	小柱																
	本掲	再掲															
基本方向（大柱）	令和5年度実施事業計画																
				消費生活相談機能支援事業費		580	消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施 相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口に必要な実践的な人材育成研修を実施する。（8回） また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修を実施する（9回）。	「人材育成研修（オンデマンド配信）」 8回 延べ561名参加 「行政職員研修（オンデマンド配信）」 基礎編 6回 延べ58名参加 応用編 1回 延べ27名参加	消費生活相談機能支援事業費		580	○	引き続き、相談員のニーズや法改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、研修テーマに応じて対面方法での研修を検討するなど、受講者の意見を踏まえながら柔軟に対応を進めていく必要がある。	消費生活課	相一G・相二G		
				消費生活相談機能支援事業費		88	消費生活相談への適切な対応のため、職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。（法律相談（面接）36回、法律相談（文書）9ヵ月、技術相談4回）	「法律相談（面接）」 36回 126件 「法律相談（文書）」 4、6～12、2月実施 21件 「技術相談」 0回	消費生活相談機能支援事業費		88	○	市町村の消費生活センターからの活用について引き続き周知する必要がある。	消費生活課	相一G・相二G		
				消費生活行政強化事業費		1,350			消費生活行政強化事業費		1,350						
				神奈川県消費者行政推進事業費補助金(市町村)(国庫)(交付金)		87,434	神奈川県消費者行政推進事業費補助金(市町村)における重要な消費者政策推進への取組み等に対し、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、補助金を交付する。	20市町に対して補助金を交付(補助率10/10)	神奈川県消費者行政推進事業費補助金(市町村)(国庫)(交付金)		88,916	○	地方消費者行政の取組み促進のために設けられている国の地方消費者行政強化交付金のうち、推進事業については順次活用年限を迎えることから、各市町においては自主財源を確保していく必要がある。	消費生活課	企画G		
				神奈川県消費者行政強化事業費補助金(市町村)(交付金)		10,836	神奈川県消費者行政強化事業費補助金(市町村)における重要な消費者政策推進への取組み等に対し、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、補助金を交付する。	12市町に対して補助金を交付(補助率10/10または1/2)	神奈川県消費者行政強化事業費補助金(市町村)(交付金)		5,353						
	②相談員の人材の確保、資質の向上																
				消費生活相談機能支援事業費		580	消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施 相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口に必要な実践的な人材育成研修を実施する。（8回） また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修を実施する（9回）。	「人材育成研修（オンデマンド配信）」 8回 延べ561名参加 「行政職員研修（オンデマンド配信）」 基礎編 6回 延べ58名参加 応用編 1回 延べ27名参加	消費生活相談機能支援事業費		580	○	引き続き、相談員のニーズや法改正、世相に応じたテーマを設定していく必要がある。また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、研修テーマに応じて対面方法での研修を検討するなど、受講者の意見を踏まえながら柔軟に対応を進めていく必要がある。	消費生活課	相一G・相二G		
				消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金)		216	新規課題対応研修 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（6回）	「新規課題対応研修（オンデマンド配信）」 6回 延べ422名参加	消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金)		216	○	引き続き、新たな消費者トラブルについて必要とされる知識などのテーマを設定していく必要がある。また、オンデマンド配信により、受講の機会は確保できるようになったが、研修テーマに応じて対面方法での研修を検討するなど、受講者の意見を踏まえながら柔軟に対応を進めていく必要がある。	消費生活課	相二G		
				—		—	消費生活相談員実務研修の実施 市町村において相談員として採用後概ね2年以内の者に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。	「消費生活相談員実務研修」1回 4名参加 (鎌倉市、座間市、小田原市)	—		—	○	引き続き、より効果的な研修プログラムの工夫を図る必要がある。	消費生活課	相一G		
			消費生活相談機能支援事業費		62	相談事例の法的解説資料の作成、提供 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年1回）	「相談事例の法的解説資料」1回	消費生活相談機能支援事業費		62	○	県内の消費生活相談の実効性が上がるよう、相談員が求めるテーマを設定する必要がある。	消費生活課	相二G			
			—		—	消費生活相談員有資格者名簿等による情報提供 消費生活相談員有資格者名簿を作成し、市町村へ情報提供する。	消費生活相談員有資格者名簿掲載者 85名 (情報提供実績) 2市50名(秦野市、座間市) (名簿登載者数増加の取組) 消費生活相談員資格試験合格者に対し、県の名簿登載協力依頼に係るチラシの配付を、国民生活センターに依頼。	—		—	○	引き続き、新規登録者を増やすため、令和4年度から開始した消費生活相談員資格試験合格者へのチラシによる周知を、国民生活センターと連携して行う必要がある。	消費生活課	相二G			
③市町村との情報共有																	
			消費生活相談機能支援事業費		100	消費生活相談担当者会議の開催 市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。（4地区回各4回、弁護士参加全体回4回 合計20回）	「消費生活相談担当者会議」 5地区回各3回、弁護士参加全体回4回 合計19回	—		—	○	引き続き、活発な意見交換が可能な実施方法を検討していく必要がある。	消費生活課	相一G			
			消費生活相談機能支援事業費		100	事例研究アドバイス 消費生活相談担当者会議に弁護士を招聘し、専門的見地から助言を得る。（4回）	消費生活相談担当者会議への弁護士参加 4回	消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金)		329	○	引き続き、弁護士による専門的な助言を適時適切に市町村と共有し、県内の消費生活相談対応力の向上を図る必要がある。	消費生活課	相二G			
			消費生活相談機能支援事業費		106	P10-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供 P10-NETにより収集した相談情報を分析し、「消費生活相談概要」等により県民、市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、提供する。	「消費生活相談概要」 1回(令和4年7月) 「消費生活相談警戒情報」 83件 「消費生活相談情報」 12回 「緊急通報」 11件 「若者の脱毛エステなどのトラブルに注意!～18歳・19歳の相談件数も急増～」公表(令和5年1月)	消費生活相談機能支援事業費		106	○	提供すべき情報を見逃さないよう常にアンテナを高く張っておくとともに、消費生活相談情報を迅速かつ正確に分析し、適時・適切な情報提供をする必要がある。	消費生活課	相一G・相二G			

注 *一箇所にししか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）	中柱		重点的取組み	令和5年度当初予算事業名	（一部）	令和5年度当初予算額（千円）	令和4年度実施事業計画	令和4年度実施事業実績	令和4年度当初予算事業名	（一部）	令和4年度当初予算額（千円）	評価	課題	担当課	担当グループ	
	小柱															
	本掲	再掲														
ウ	消費者被害救済に向けた取組みの推進															
	①消費者被害救済委員会による被害の救済															
						474					474	○	消費者被害救済検討チームを通じての情報収集、相談担当者会議等各種会議の場等を通じ、引き続き救済委員会への付託事案確保に努める必要がある。	消費生活課	指導G	
						-					-	○	消費者被害救済委員会への付託候補事案の掘り起しや、適格消費者団体による差止請求の実現につながるよう、引き続き積極的な検討や情報提供を行っていく必要がある。	消費生活課	企画G・指導G・相一G・相二G	
	②様々な相談機関等との連携強化															
							38					38	×	実施方法を検討した上で実施する必要がある。	消費生活課	相一G
							3					3	○	その時々に関問題となっている消費者トラブルと解決方法について、弁護士会と連携を図りながら共有する必要がある。	消費生活課	相二G
							-					-	○	実際に消費者トラブルに巻き込まれた若者が、抱え込まず適切な機関に相談できるよう、引き続き関連機関と連携を進める必要がある。	消費生活課	企画G
							-					-	○	今後も複数の媒体を活用し、本キャンペーンを通じて高齢者や若者がより相談しやすくなるよう、消費生活相談の周知を行う必要がある。	消費生活課	相一G

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
 *「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
 *当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱）	令和5年度実施事業計画		重点的取組み	令和5年度当初予算事業名	（一部）	令和5年度当初予算額（千円）	令和4年度実施事業計画	令和4年度実施事業実績	令和4年度当初予算事業名	（一部）	令和4年度当初予算額（千円）	評価	課題	担当課	担当グループ					
	中柱	小柱														本掲	再掲	令和5年度当初予算額（千円）	令和4年度実施事業実績	令和4年度当初予算額（千円）
ウ	商品及びサービスに関する安全・安心の確保																			
	①商品及びサービスの安全に関する情報収集、提供																			
		【商品テスト分析の実施】 消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、各研究機関と連携して商品テストを実施する。商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	本	2ア①	消費生活相談機能支援事業費	250	【商品テスト分析の実施】 消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、各研究機関と連携して商品テストを実施する。商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	「商品テストコーディネート」（国民生活センターに依頼） 2製品（「スマートウォッチ」「椅子（オフィスチェア）」）	消費生活相談機能支援事業費	250	○	寄せられた相談内容を精査し、注意喚起の側面などから適時適切に商品テストが必要な案件を選出して実施する必要がある。また、必要に応じて他機関と連携し、商品テストのコーディネートを行っていく必要がある。	消費生活課	相一G						
		【消費者安全法に基づく事業者調査】 消費者被害の発生、拡大を防ぐため、消費者庁等と連携し、事業者に対し、消費者安全法に基づく報告徴収、立入調査を行う。			消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金）	108	【消費者安全法に基づく事業者調査】 消費者被害の発生、拡大を防ぐため、消費者庁等と連携し、事業者に対し、消費者安全法に基づく報告徴収、立入調査を行う。	「報告徴収、立入検査」 0件	消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金）	108	△	消費者庁等からの調査候補事業者に係る情報提供に対して、迅速に対応することができるよう準備しておく必要がある。	消費生活課	相二G						
		【消費生活用製品安全法に基づく立入検査による指導】 市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査を実施する。			—	—	【消費生活用製品安全法に基づく立入検査による指導】 市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査を実施する。	「特定製品」 56件 「特定保守製品」 0件	—	—	○	引き続き、該当製品を取り扱っている事業者に対する検査を適切に実施する必要がある。	消費生活課	指導G						
		【「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（月1回、随時）	2ア①	再	消費者行政企画調整費	1,379	【「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（月1回、随時）	「かながわ消費生活注意・警戒情報」 12回発行 各6,200部 テーマ「実在する通販サイトに似せた偽サイトに注意！」等 （主な配布先） 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議会等 339か所	消費者行政企画調整費	1,574	○	新たな手口によるトラブルの未然防止や拡大防止につながる情報を積極的に収集していく必要がある。	消費生活課	相二G						
		【重大事故情報等の収集、提供】 商品、サービスに係る事故等の情報をホームページ等により市町村や消費者に情報提供する。また、消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口へ寄せられた重大事故情報等の国への通知を行う。			—	—	【重大事故情報等の収集、提供】 商品、サービスに係る事故等の情報をホームページ等により市町村や消費者に情報提供する。また、消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口へ寄せられた重大事故情報等の国への通知を行う。	「かながわ消費生活注意情報」 ホームページ、SNS 9回 「消費者安全法に基づく国への通知」 8件	—	—	○	引き続き、関係機関等が発信する重大事故情報や、消費生活相談窓口へ寄せられた事故情報等について、迅速な情報発信を行う必要がある。	消費生活課	相一G・相二G						
		【専門家による法律、技術分野の助言】 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。（法律相談（面接）36回、法律相談（文書）9ヵ月、技術相談4回）	3ア④	再	消費生活相談機能支援事業費 消費生活行政強化事業費	88 1,350	【専門家による法律、技術分野の助言】 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。（法律相談（面接）36回、法律相談（文書）9ヵ月、技術相談4回）	「法律相談（面接）」 36回 126件 「法律相談（文書）」 4、6～12、2月実施 21件 「技術相談」 0回	消費生活相談機能支援事業費 消費生活行政強化事業費	88 1,350	○	市町村の消費生活センターからの活用について引き続き周知する必要がある。	消費生活課	相一G・相二G						
	②適正な表示の推進																			
		【景品表示法に基づく事業者指導の実施】 事業者による不当表示に対し指導を実施する。	4ア①	再	消費生活行政強化事業費 毎日消費生活相談事業費	625 4,003	【景品表示法に基づく事業者指導の実施】 事業者による不当表示に対し指導を実施する。	「景品表示法に基づく指導」 景品類0件、表示15件 うち食品表示関連7件	消費生活行政強化事業費 毎日消費生活相談事業費	625 4,003	○	引き続き、一般消費者から寄せられた情報等を精査し、必要に応じて、不当表示を行っている事業者への指導等を行う必要がある。	消費生活課	指導G						
		【事業者向け研修会等の実施（食品表示関連）】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・食品表示法研修会 4回 ほか	4イ①	再	—	—	【事業者向け研修会等の実施（食品表示関連）】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・食品表示法研修会 4回 ほか	・食品表示法研修資料の生活衛生課ホームページへの掲載及び関係団体への周知	—	—	○	引き続き、オンラインも活用しながら、事業者に対して消費生活行政に係る情報提供等を行っていく必要がある。	消費生活課	指導G						
		【不当表示防止のための対策の実施】 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	4ア①	再	消費生活行政強化事業費	625	【不当表示防止のための対策の実施】 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	「成分検査」 0件	消費生活行政強化事業費	625	△	引き続き、必要に応じて検査の実施を検討する必要がある。	消費生活課	指導G						
		【食品表示の監視指導の実施】 食品営業施設への立入検査時に、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。			食品営業指導等事業費	4,550	【食品表示の監視指導の実施】 食品営業施設への立入検査時に、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。	「食品関係営業施設監視件数」 14,019件（令和3年度実績） ※令和4年度は集計中	食品営業指導等事業費	4,750	○	表示を必要とする食品を製造している食品営業施設への立入検査時に、表示の監視指導を実施しており、適正表示の指導をした。今後も継続して監視指導を行う必要がある。	生活衛生課	食品衛生G						
		【栄養表示等の普及啓発】 健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行う。			栄養・食生活対策推進事業費	245	【栄養表示等の普及啓発】 健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行う。	「栄養表示等の相談」 54件	栄養・食生活対策推進事業費	245	○	栄養成分表示が義務表示となり、適正に表示された食品が流通する状況になってきているので、消費者が健康増進のためにその情報を有効活用できるような普及啓発も進める必要がある。	健康増進課	健康づくりG						
		【適正な食品表示のための啓発事業の実施】 食品表示について、食品関連事業者自らが責任と自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図る。			食の安全・安心確保事業費	181	【適正な食品表示のための啓発事業の実施】 食品表示について、食品関連事業者自らが責任と自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図る。	食品販売事業者に対する食品表示の講習資料をホームページに掲載し、周知した。	食の安全・安心確保事業費	181	○	継続的な指導に加え、法改正等に伴う新たな情報を加えつつ、適正表示について継続的に事業者へ周知啓発していく必要がある。	生活衛生課	食品衛生G						
	③食の安全・安心に関する消費者の理解促進																			
		【「かながわ消費生活注意・警戒情報」による食の安全・安心に関する情報発信】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（2回）	2ア①	再	消費者行政企画調整費	1,379	【「かながわ消費生活注意・警戒情報」による食の安全・安心に関する情報発信】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（2回）	「かながわ消費生活注意・警戒情報」による食の安全・安心に関する情報発信 2回 ・家庭でもおきる食中毒 ・保健機能食品と健康食品	消費者行政企画調整費	1,574	○	消費者が必要とする食の安全に関する情報を収集・発信する必要がある。	消費生活課	相二G						

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

